

「西田みのぶ」 2月議会登壇内容

<質問項目>

1、市長の政治姿勢について

(1) 3期目の折り返しに当たる反省と抱負

2、長崎市のシンボルについて

(1) 長崎市の鳥の制定

3、被爆遺構について

(1) 建造物等の保存状況

4、端島炭鉱について

(1) 端島見学ルートの拡充

(2) 軍艦島クルーズへの市民参加促進

5、教育行政について

(1) 給食対策

1、市長の政治姿勢について

(1) 3期目の折り返しに当たる反省と抱負

【質 問】

田上市長は、平成19年初当選以来、今年で3期10年を迎える。

これまでの市長は、1期目は、市長ご自身の進むべき姿の構築、市民力、職員力の立ち上げ

2期目は、第4次総合計画と共に、将来のまちづくりの構築推進（進化論）

3期目は、第4次総合計画とも言える、市長のマニフェスト「たうえのはなし」の収穫、などの短期、長期の展望に立ち、長崎のまちの将来像を描き実践してきたと思っている。

3期目後半後、収穫に時が近づいたわけだが、大型事業、合併地域の街づくりなど、まちの形を整える大変な2年間となるが、「3期目の折り返し当たり、市長の政策に対する反省と抱負」を伺いたい。

【答弁（市長）】

長崎市長という重責を担って早10年が過ぎようとしている。この間、私たちがいる時代を「変化の時代」と捉えて、変化に対応しつつ、新しい時代に向けての準備を進めてきた。

これは、1年や2年でできるものではなく、10年、20年をかけ大きく変化させていくものである。

長崎市がこれからの時代に住みやすく、活気のあるまちであるためには2つの点を充実させる必要があると思い、それをビジョンに掲げ取り組んできた。

一つは「個性的である」こと。長崎は九州の中で、日本の中で、世界の中でもキラリと光る個性を持った魅力的なまちである。このようなまちの姿を「個性磨く世界都市」と呼んできた。

この10年間の取り組みを振り返ると、観光を市民が支えるまち歩き「長崎さるく」に始まり、夜景、世界遺産、出島などの資源みがき、まちなかの魅力をみがく「まちぶらプロジェクト」、まちの歴史を学ぶ「長崎歴史の学校」、昨年、訪日外国人を迎えるモデル都市として国から選ばれた「観光立国ショーケース」、平和都市としてのさまざまな継承と発信、新幹線やMICE施設などの基盤整備などは、どれもこのビジョンに基づいたものである。

二つ目は「多様な課題を解決する力をつける」こと。長崎は人口減少、少子化・高齢化を始めとするさまざまな変化の中でも、しっかりと力を合わせて暮らしやすさを創り出していけるまちである。

坂のまちに合った長崎市独自の市道認定基準の車みち事業、エコネット、ソーラーネットによる市民にエネルギー還元、地域コミュニティや行政サテライト、長崎版地域包括ケアシステム構築などの取り組み。このように、全国標準、世界標準に合わせるのではなく、長崎にあった暮らしやすさを、自分たちで作れる自立したまちの姿を「希望あふれる人間都市」と呼んでいる。

平成28年12月に改訂した「都市計画マスタープラン」もその大きな方向性を支える計画であり、その中で、長崎市の都市機能として一定の人口密度を有する地域を定めた「立地適正化計画」を平成29年度に作成する。

私がやろうとしてきたことは、次に時代の長崎の基盤をつくることで、そのことは10年間変わっていない。基盤づくりをしっかりとやることで、人口減少の課題にも対応し、未来の長崎が明るく強いものになっていくと思っている。

竹が大きく伸びるためには「節」が必要のように、これから長崎のまちが、10年先、50年先の未来に向けて大きく伸びるためには、力強い「節」をつくるのが大切だと考えている。

大きな話は見えにくく、長崎市のビジョンに向かった取組みを多くの人にわかりやすく、十分に説明できていたかどうかは自分の中でも反省点である。

平成29年度以降も、これまで積み重ねてきた長崎のまちづくりの方向性に確信を持って、しっかりと前を向き、皆様にあらゆる機会を捉え適切に説明を尽くし議論を重ね、力強い「節」を作るよう着実に歩みを進める。

2、長崎市のシンボルについて

（1）長崎市の鳥の制定

【質 問】

長崎市が制定しているシンボルは、「花・樹木・き章・市歌」の4つである。

私は平成25年の登壇以来で、長崎市の鳥の制定について、キングペンギン飼育期間世界一を誇る、長崎ペンギン水族館のペンギンなどに例を挙げ、市長の考えを質した時、市長は「平成27年は6町との合併10年、また、被爆70周年の区切りの機会に合わせ検討したい」と答弁した。

その後、ペンギン水族館のペンギンの飼育種類が世界一となった平成27年議会で、同趣旨の質問に市長は「今年は明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録への期待が高まっている年であり、制定するよい機会と考えている。併せて、制定に向けたアンケート調査を実施するなど準備を進める」と答弁している。しかし、市長の答弁は常に前向きでありながら、検討状況もなく今日に至ってい

る、その後の検討状況を伺いたい。

《答弁（市長）》

4つのシンボルは、長崎市の象徴として、市民の郷土に対する愛着や親しみを深めることに、大きな役割を果たしている。また、市の鳥を制定することについても、長崎市への愛着をより一層深めるための非常に重要な手段であると認識している。

現在の検討状況は、昨年1月から2月にかけて、市民意識調査の中で、市の鳥の制定についてアンケート調査を実施し、今年度も2回のアンケート調査を実施している。

アンケートの調査の結果は、制定してほしい・どちらかといえば制定してほしい26%、制定してほしいとは思わない、どちらかといえば制定してほしいとは思わない68%であった。

しかしながら、自由記述では、「ハト、メジロ、鶴、ペンギン」など様々な回答があり、一定の興味は持っているものと考えている。

アンケートの設問に、趣旨がわかりにくい点もあり、制定に前向きではない回答が多かったが、市の鳥を制定することは、市政のさらなる発展に向け大変有意義なものなので、今後はスピードをあげて制定に向けた作業を進める。

まずは、市民の機運醸成と周知を図ると共に、制定時期も非常に大事であるので、市政130年となる平成31年、又は被爆75年を迎える平成32年も節目の年を目標に取り組む。

3、被爆遺構について

（1）建造物等の保存状況

【質 問】

昨年10月、爆心地および旧城山国民学校校舎、浦上天主堂旧鐘楼、旧長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居が、国の文化財として国の史跡に指定された。

長崎市は、原爆の被害を受けた建造物、橋梁、植物等を調査し、対象の130件以上の被爆建造物等をA・B・C・Dの4ランクに分類し保管を行っている。

被爆遺構も少なくなる中、対象のA・B・C・Dランクの被爆建造物の保存状況を伺いたい。

《答弁（原爆対策部長）》

長崎市では原子爆弾による被害を受けた建造物及び樹木を「被爆建造物等」として保存活用に取り組んでいる。

その経緯は、平成４年度に調査対象として爆心地から４キロメートル以内の建造物等６３３件をリストアップし、平成５年度から７年にかけてこれらを調査した。その結果、被爆建造物等として現存する１３７件を確定し、調査報告書「被爆建造物等の記録」を発行した。

平成８年度から９年度にかけて、「長崎市原子爆弾被災資料協議会」において協議をし「長崎市被爆建造物等の取扱基準」を定め、被爆の痕跡の有無や、被爆当時の社会的状況を示すものであるかという観点から、当時現存する１３３件をＡ・Ｂ・Ｃ・Ｄの４ランクに分けた。

Ａ・Ｂランクは被爆遺構が認められる、または当時の社会的状況を示唆するものである。Ｃ・Ｄランクは、被爆の痕跡や社会的な関連が希薄であり全く認められない。という内容であり、Ａ・Ｂランク５６件を平成９年度に保存対象として定めた。

その後、建物の建て替えや台風被害などにより、現在５３件となり、その内訳は、Ａランクが国の指定となった旧城山国民校舎や昨年保存措置を行ったカラスザンショウなど２９件、Ｂランクが長崎県防空本部跡など２４件となっている。

長崎市では、これまでに民間所有の建造物等への補助制度を設け保存に取り組んできた。来年度から被爆樹木のパトロール診断を実施して、これまで以上に保存のために力を尽くしていきたい。

建造物等は原爆の記憶を留めるとともに、地域に根付いて平和の願いを象徴するものである、被爆の実相を継承するため今後とも保存に努めていく。

４、端島炭坑について

（１）端島見学ルート of 拡充

【質 問】

端島炭鉱（軍艦島）は、２０１５年７月５日に「明治日本の産業革命遺産」として、登録まで難航はしたが、世界文化遺産の一つに加えられた。

端島炭鉱の上陸観光も２００９年４月にスタート以来、今日まで県内外ともに多くの観光客が訪れ、船による周遊、上陸しての見学ルート観光を楽しんでいると思う。

私は、上陸観光が計画されているときから、島民の生活もわかる見学ルートも必要であり、現在のルートをさらに延伸すべきだと提案してきた。

しかし、世界遺産の構成資産登録前であり、国の文化財としての指定を受ける保存管理計画のため具体的に検討するのはその後となる、との答弁だったが、これからの観光ルートの整備拡充について伺いたい。

《答弁（観光部長）》

端島見学通路は、観光振興と地域の活性化を図るため「端島見学施設」としての整備を行い、平成２１年４月２０日にスタートした。

平成２１年度の上陸者は５万５千人、平成２７年度は２８万人を超え、平成２８年４月は累計で１００万人の上陸者を迎えた。

明治日本の産業革命遺産については、世界遺産登録時にユネスコ世界遺産委員会から「端島炭鉱の詳細な安全措置に係る計画を優先的に策定すること」など８つの韓国が出されており、本年１２

月、この勧告に対応するためのアクションプランを提出することになっている。

端島炭鉱の整備については、このアクションプランを提出後、長崎市の財政状況も踏まえつつ、国、県にも補助をお願いし、優先順位を付けたうえで平成30年度から本格的な整備に着手する予定である。

本格的整備については、まず、端島そのものを守っている護岸遺構を最優先で整備し、次に生産施設遺構のうち、現在の見学通路の第2見学広場前にあり明治期の遺構として世界遺産価値を示している「第3竖坑捲座跡」と、鉱員の入坑・出坑の動きがイメージできる「入坑棧橋」を優先して整備する予定にしている。

その後、現在は立入を禁止している区域にあり、石炭の選炭・貯炭・積み込みといった一連の流れが理解できる遺構群や、だい4竖坑の坑口周辺に残る石炭の採炭システムが理解できる施設群から整備していく。ここまでの整備が終わったら、現在立入禁止となっている、端島小中学校の方向に向け見学通路を新設したい。

その際、第4竖坑の部分は石炭の採炭システムが理解できる施設が一連残っているのでICT技術も駆使し、見学通路上で操業当時の様子が見られるような仕掛けも検討する。

新たに新設する見学通路をはじめとした端島の本格的整備により、石炭の採炭、選炭、貯炭、積み出しという端島炭鉱における一連の石炭採掘のサイクルが理解できるようなものとし、ユネスコ世界遺産委員会からの勧告の一つでもある理解促進のための計画づくりにも対応することで、上陸される方が、わが国を代表する炭鉱遺跡である端島の価値を理解できるよう努める

（２）軍艦島クルーズへの市民参加促進

【質 問】

昨年の4月、上陸観光を開始し7年目で上陸者数が100万人を突破した。5社で運行しているクルーズ船は県外の観光客で賑い、予約をなかなか取れない状況だと聞いている。

そのような中、人気の軍艦島クルーズに長崎市民の利用者は全体の一割にも満たないと聞いた。理由は、上陸観光の予約が取れないとの事である。

世界遺産が足元にありながら、見学できないことは誠に残念なことある。市民の皆さんはもっと島の魅力を知ってほしいと思っていが、市として船会社と連携を行い、市民のための「期間限定の軍艦島クルーズ無料化」などの企画をし、市民が端島に上陸する機会を、設けることが出来ないのか提案したい。

《答弁（観光部長）》

利用者の割合は、平成25年度に実施したアンケート調査によると、市内が3.6%、市外・県外が3.4%、県外が93.0%であり、観光客が中心となっている。

また、軍艦島上陸ツアーに対する評価も「大変満足」や「やや満足」と答えた方があわせて約90%と、多くの皆様に端島観光を楽しんでいただいている。

質問の、より多くの市民が端島に上陸できる機会づくりについては、クルーズ事業者の協力により、これまで3回、通常価格の約半額でツアーに参加できる市民優待企画が実施されており、長崎市としても市民が端島を体感できる有効な機会になったと思っている。

現在、端島クルーズについては、世界遺産登録の影響もあり、土日を中心に予約が取りにくい状

況が続いていると聞いているが、今後、観光客はもちろん、地元・長崎市民に対しても、改めて世界遺産としての価値や端島の魅力を伝えていく必要があると思うので、クルーズ事業者とも、期間限定の軍艦島クルーズの市民無料化などについて、十分な協議を行っていく。

5、教育行政について

（１）給食対策（異物混入）

【質 問】

９年前の学校給食パン袋へ剃刀の刃が入っていた異物混入があった。
当時の委員会で、現地調査、自主的調査などを数回開催した。その調査中にまたしても、小学校給食への針金混入の事件もあり、夜遅くまで異物混入の審議を行なった記憶がある。

給食への異物混入については現在も多々発生している。教育委員会は、一つひとつの事件に対して市民や議会等に発生報告はあるが、原因・対策・改善の内容が伝わらなく、異物混入に対する不信が増すばかりである。

このような状況で、今後の大規模の学校給食センター整備構想があるようだが、大丈夫なのかという疑念出てくるが、後を絶たない異物混入への対策をどのように考えているのか伺いたい。

《答弁（教育長）》

学校給食の異物混入については、金属などの危険異物の混入事案は昨年度３件、今年度１月末現在で４件発生している。

教育委員会として、児童生徒や保護者をはじめ、市民にご心配とご不安をかけたことを改めてお詫びしたい。

児童生徒に健康被害はないものの、重大な事案であり、給食に携わる関係者全員が異物混入の防止に意識をもって取り組んでいく必要があると認識している。

学校給食における異物混入対策については、異物混入マニュアルを策定し、異物混入の未然防止策及び異物混入事案が発生した場合の対応を具体的に記載し、給食施設や学校へ配布した周知徹底を図っている。

また、異物混入事案の発生を受け、再度、給食施設に対し、施設、設備の日常及び定期点検の徹底、搬入食材の検収、調理過程の点検と記録の徹底的について指導を行うとともに、学校においては、教室で異物が混入する可能性もあることから、配膳時の衛生管理や室内の環境整備について指導を行っている。さらに、保健所と連携を図りながら教育委員会による巡回指導も強化した。

今後とも、さらなる安全衛生管理の徹底と再発防止に努めていく。

次に、学校給食センターでの異物混入対策は、未然防止策として、異物の混入を防ぐためのエアシャワーやエアカーテンの設置及び作業エリアを区分けするなど、異物のチャック体制を強化するとともに、事故等のリスク分散としては、調理ラインの複数化を検討する。

いずれにしても、既に導入されている他都市の状況を十分調査し、安全・安心でおいしい学校給食の提供が可能となるよう取り組んでいく。

